



## 記者発表資料

令和元年6月28日  
稲毛区選挙管理委員会事務局【職員処分・事案関係】  
電話284-6164 内線92-210  
市選挙管理委員会事務局【再発防止策関係】  
電話245-5865 内線6755

### 職員の懲戒処分について

職員の処分を行いましたので、お知らせします。

#### 1 被処分者及び処分内容

(当事者)

所 属	職名	年齢	性別	処分内容
稲毛区選挙管理委員会事務局	主査	49歳	男	停職 1月

(管理監督者)

所 属	職名	年齢	性別	処分内容
稲毛区選挙管理委員会	参与	58歳	男	嚴重注意
稲毛区選挙管理委員会事務局	事務局長	60歳	男	減給 1/10 3月
稲毛区選挙管理委員会事務局	課長補佐	51歳	女	戒告

#### 2 処分年月日 令和元年6月28日(金)

- 3 事案概要** 当事者は、平成31年4月7日執行の千葉市議会議員一般選挙稲毛区選挙区の開票事務において、投票総数の集計過程で、投票総数が投票者数を上回る状況となったため、再集計をしたところ、有効投票の集計誤り(100票束の1つに92票の束があった。)及び点字投票の二重集計が判明したため、これらの修正をただちに行った。しかしながら、有効投票の集計誤りについて、修正が既に行われているにもかかわらず、そのことを失念し、投票総数が更に8票減るべきものと思い込んでしまった。そこで、無効投票のうちの白紙投票数から8票減じ、誤った選挙結果を確定させたものである。

#### 4 再発防止の取組み(6区共通事項として)

- 複数人による確認体制の徹底  
投票総数の確定について、役割分担及び手順を含め、ダブルチェック体制の徹底を図る。
- 開票作業のミス防止  
計数機の操作方法を徹底し、指差し確認を実施する。また、点字投票の取扱いを明確化する。
- 適正な事務執行の徹底  
従事者説明会において、選挙事務の適正な執行の重要性について、改めて周知徹底を図る。

※平成31年4月19日に、事案の内容(判明経緯等)に関し記者発表したものに対して、処分を行ったものです。